

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三春町内の空き家の有効活用を図ることにより、町外からの移住及び町内在住者の定住化を促進するため、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、福島県空き家対策総合支援事業補助金交付要綱の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 三春町内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、現に3月以上居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 定住 三春町内に住所を有し、5年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 改修等 空き家の改修並びに改修と併せて行うハウスクリーニング及び残置物処分をいう。
- (4) 除却 家屋を解体工事等により取り除くことをいう。
- (5) 状況調査 空き家の状況を把握するための既存住宅状況調査（平成29年国土交通省告示第82号に規定する「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査。以下同じ。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1、別表2及び別表3に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 補助対象者又は同一世帯の者が、三春町暴力団排除条例（平成24年三春町条例第21号）第2条に規定する暴力団等と関係を有する者
- (2) 既にこの要綱の別表1及び別表2に定める事業種別を実施し補助を受けたことがある者
- (3) 町税等の滞納がある者
- (4) その他町長が適当でないと判断した者

(補助の対象及び額)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1、別表2及び別表3で規定する補助対象事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1、別表2及び別表3の補助対象事業ごとに規定する補助対象経費とする。

3 補助金の額は、別表1、別表2及び別表3の補助対象事業ごとに規定する補助額とする。

4 前項により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象事業の施工等事業者)

第5条 補助対象事業の施工等事業者は、原則として町内に本店、支店又は営業所等を有す

る法人及び個人事業者に限るものとする。

(事業実施の手続)

第6条 補助対象者は、交付申請の前に事業実施計画書（様式第1号・以下「実施計画書」という。）に別表4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、本事業の趣旨に合致するものと認めたときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に別表5に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに交付を決定し、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第9条 補助対象者は、事業内容に変更が生じたときは、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は不要とする。

(1) 6月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度に限る。）

(2) その他町長が認める変更

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに変更を承認し、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金変更交付通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、事業の中止又は廃止をしようとするときは、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みはるぐらし空き家改修等支援事業実績報告書（様式第7号）に別表6に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地確認の上、補助金の額を確定し、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

（2）規則又はこの要綱若しくは関係法令に違反する行為があった場合

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対して期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

（三春町空き家改修等及び空き家除却事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

（1）三春町空き家改修等及び空き家除却事業補助金交付要綱（平成27年告示第73号）

（2）三春町空き家改修等及び空き家除却事業実施要領（平成27年訓令第4号）

附 則（令和8年5月20日告示50号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表 1（第 3 条・ 4 条関係）

事業種別	空き家の改修等
(1) 補助対象事業	居住するために行う空き家の改修並びに、改修と併せて行うハウスクリーニング及び残置物処分の事業
補助要件	・原則として着工前に交付申請を行い、交付申請年度内に定住を開始すること。 ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水回り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 ・併用住宅の場合は、住宅部分に係る改修等のみ対象とする。 ・町内の建築業者等（個人事業者も含む。）が施工すること。 ・改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が 20 万円以上であること。 ・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ・売却事業用及び賃貸事業用の空き家ではないこと。 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合する建築物であること。（改修後に適合となる建築物を含む。）
(2) 補助対象者	・所有者が自ら改修等を行い、自ら定住しようとする者（ただし、町内在住者にあつては現に自己所有の住宅等に居住している者は除く。） ・所有者が自ら改修等を行い、改修等を行った所有者以外の者の居住の用に使用させる者 ・空き家を賃借し自ら改修等を行い、自ら定住しようとする者（ただし、町内在住者にあつては現に自己所有の住宅等に居住している者は除く。）
(3) 補助対象経費	・空き家の改修に要する費用 ・空き家の改修に伴うハウスクリーニングに要する費用 ・空き家の改修に伴う残置物処分に要する費用
(4) 補助額	①改修（最大 1,800 千円） 補助対象経費の 2 分の 1 以内 ②ハウスクリーニング及び残置物処分（最大 200 千円） 補助対象経費の 2 分の 1 以内

別表 2（第 3 条・第 4 条関係）

事業種別	空き家の除却
(1) 補助対象事業	定住を目的とした住宅等を建築するために行う空き家解体事業
補助要件	・原則として着工前に交付申請を行い、交付申請年度内に補助対象工事を完了すること。 ・補助対象工事の完了から、原則 1 年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む。）で定住を開始すること。 ・補助対象者が自ら居住するため購入、賃借又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・町内の建築業者等（個人事業者も含む。）が施工する解体工事であること。
(2) 補助対象者	・定住を目的とした住宅等を建築するため所有する空き家を除却する者（ただし、三春町定住促進住宅取得奨励金交付要綱（平成 29 年三春町告示第 102 号）に規定する定住促進住宅取得奨励金の交付を受けた者は除く。）
(3) 補助対象経費	・空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費
(4) 補助額	次の①と②のいずれか少ない額（最大 1,000 千円） ① 補助対象経費の 2 分の 1 ② 対象空き家の床面積に年度ごとに定める補助基本額（円/㎡）を乗じて得た金額

別表 3（第 3 条・第 4 条関係）

事業種別		空き家の状況調査（インスペクション）
(1) 補助対象事業		空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査事業
	補助要件	・ 空き家又は空き家となる見込みのある住宅に行う調査であること ・ 原則として、交付申請年度内に完了すること。 ・ 売却事業用及び賃貸事業用の空き家ではないこと。
(2) 補助対象者		・ 所有者 ・ 相続予定者 ・ 購入予定者 ・ 賃借予定者
(3) 補助対象経費		状況調査及び調査報告書作成に要する費用
(4) 補助額		補助対象経費の 2 分の 1 以内（最大 40 千円）

別表 4（第 6 条関係）

対象工事等	事業実施計画書の添付書類
(1) 共通事項	・ 空き家の所有者を明らかにする書類（固定資産課税台帳証明書、建物登記全部事項証明書、賃貸契約書の写し等） ・ 申請者情報を確認できる書類（住民票、戸籍謄本の写し等） ・ 事業費を確認できる書類（工事請負契約書、見積書等） ・ 空き家の写真（外観や内部、改修する箇所等） ・ 委任状（申請等の手続を委任する場合）
(2) 空き家の改修等	・ 改修等に係る見積書の写し ・ 改修等に係る部位を明記した図面（配置図、平面図、立面図）
(3) 空き家の除却等	・ 除却に係る見積書の写し ・ 除却に係る空き家の図面（配置図、平面図） ・ 解体後の敷地に新築する住宅に係る計画図（配置図、平面図）
(4) 空き家の状況調査	・ 状況調査の見積書の写し

別表 5（第 7 条関係）

対象工事等	補助金交付申請書の添付書類
(1) 共通事項	・ 誓約書兼承諾書（様式第 1 1 号）※ ・ 現住所の住民票（世帯全員分）※ ・ 最新年度における市町村民税納税証明書（課税税目全部） ・ 空き家であることの証明書（様式第 1 2 号） ・ 土地所有者の同意書（空き家と土地の所有者が別々の場合）※ ・ その他町長が必要と認める書類
(2) 空き家の 改修等	・ 改修等に係る見積書の写し（事業計画を変更した場合） ・ 契約書の写し ・ 改修等に係る部位を明記した図面（事業計画を変更した場合） ・ 空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し（賃借する場合）
(3) 空き家の 除却等	・ 除却に係る見積書の写し（事業計画を変更した場合） ・ 契約書の写し ・ 解体後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図（事業計画を変更した場合） ・ 新築に係る契約書の写し
(4) 空き家の 状況調査	・ 状況調査の見積書の写し（事業計画を変更した場合）

※空き家の状況調査については、添付不要

別表 6（第 11 条関係）

対象工事等	実績報告書の添付書類
(1) 共通事項	・ 対象事業に係る領収書の写し ・ その他町長が必要と認める書類
(2) 空き家の改修等	・ 改修等を実施した部位を明記した平面図 ・ 改修等の内容が分かる写真 （着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること） ・ 住民票（世帯全員分）
(3) 空き家の除却	・ 解体の内容が分かる写真 （着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること） ・ 解体後に新築する戸建住宅の工事契約書等の写し （工事見積書や発注書は除く。）
(4) 空き家の状況調査	・ 状況調査の報告書の写し

事業実施計画書

1 補助対象者（申請者）

住 所			
氏 名			歳
世 帯 構 成	世帯主との関係	氏 名	年齢（歳）
申請者情報	☐ 所有者 ☐ 相続予定者 ☐ 購入予定者 ☐ 賃借予定者 ☐ 移住者 ☐ 子育て世帯 ☐ 新婚世帯 ☐ 二地域居住者 ☐ 避難者 ☐ 被災者 ☐ 既空き家居住者		
	☐ 申請者又は親族に暴力団関係者はおりません。		

2 空き家について

所 在 地		
空き家の所有者	住 所	
	氏 名	
	所有者との関係	
空き家の期間	年 月から（ 年 月間）	
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）	
階数及び面積	階建 延べ面積 m ²	
そ の 他	☐ 建築基準法に適合する建築物である。	

3 対象事業等について

事業の概要 (内容、対象箇所等)	☐ 空き家の改修等 ☐ 空き家の除却 ☐ 状況調査 ()	
事 業 費	円	※概算額でも可
そ の 他		

※当てはまる項目にチェックを入れてください。

※事業実施計画書の添付書類は、別表 4 によるものとする。

年 月 日

三春町長 様

補助対象者 住 所
氏 名
連絡先

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

補助対象事業	1 空き家の改修等 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査			
施行場所	三春町			
総事業費	円			
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）			
事業の目的				
事業の内容				
着手及び完了予定日	着手	・ ・	完了	・ ・
備 考				

※交付申請書の添付書類は、別表 5 によるものとする。

三春町指令（文書の記号）第 号

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

補助対象事業	1 空き家の改修 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査
補助金交付額	円
補助金の交付条件	(1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、速やかに町長の承認を受けること。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては速やかに町長の承認を受けること。 (3) 補助事業等は予定の期間内に完了しない場合又は補助事業との遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
備 考	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

三春町長 様

補助対象者 住 所
氏 名
連絡先

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付三春町指令（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助事業等の内容を次のとおり変更したいので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

補助対象事業	1 空き家の改修等 2 空き家除却 3 空き家の状況調査			
総事業費	変更前	円	変更後	円
補助金の額	交付決定済額	円	変 更 後 の 見 積 額	円
変更の理由				
変更の内容				
備 考				

※別表 5 のうち、変更となる書類を添付すること。

三春町指令（文書の記号）第 号

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金変更交付通知書

年 月 日

三春町長 印

補助対象事業	1 空き家の改修等 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査			
補助金交付額	変 更 前 の 額	円	変 更 後 の 額	円
変更の理由				
変更した補助事業 等の決定の内容等				
指示事項等				
備 考				

年 月 日

三春町長 様

補助対象者 住 所
氏 名
連絡先

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付三春町指令（文書の記号）第 号で交付決定のありました標記事業の補助金について、下記により中止（廃止）したいので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）理由

年 月 日

三春町長 様

補助対象者 住 所
氏 名
連絡先

みはるぐらし空き家改修等支援事業実績報告書

年 月 日付三春町指令（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象事業	1 空き家の改修等 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査			
施行場所	三春町			
総事業費	計 画 額	円	確 定 額	円
補助金の額	既 に 通 知 を 受 け て い る 額	円	確 定 見 積 額	円
着手、完了日	着 手 日	年 月 日	完 了 日	年 月 日
補助事業等の 成果				

※報告書の添付書類は、別表 6 によるものとする。

三春町指令（文書の記号）第 号

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付三春町指令（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助事業等に関し、交付すべき補助金の額を次のとおり確定したので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

年 月 日

三春町長 印

補助対象事業		1 空き家の改修等 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査
補助金の 交 付 額	確定額 (A)	円
	既通知額 (B)	円
	増減額 (A) - (B)	円
指示事項等		

年 月 日

三春町長 様

住 所

氏 名

連絡先

印

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付請求書

標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助対象事業	1 空き家の改修等 2 空き家の除却 3 空き家の状況調査
補助金請求額	円

補助金の振込口座

口座名義（漢字）		
口座名義（カタカナ）		
金融機関・支店名		支店
口座種別		
口座番号		

※添付書類 振込口座（通帳）の写しを添付すること。

三春町指令（文書の記号）第 号

みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付三春町指令（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助金の交付について、次のとおり、その決定の全部（一部）を取り消したので、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

三春町長 印

補助対象事業				
補助金交付額	取消前の額	円	取消後の額	円
取消の理由				
取消部分の表示				
指示事項等				
摘 要				

誓約書兼承諾書

私は、みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金の申請にあたり、事業完了後、三春町に 5 年以上定住し町民として地域活性化と三春町の発展に協力することを誓約します。

また、三春町が本申請において審査する際に必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

三春町長 様

みはるぐらし空き家改修等支援事業
空き家に関する証明書

年 月 日

三春町長 様

空き家の所有者又は管理者

住 所

氏 名

連絡先

下記住宅について、空き家であったことを証明します。

記

1 所在地

福島県田村郡三春町

2 空き家となった時期

年 月頃から（約 年 ヶ月間）